

◎新潟県選挙管理委員会告示第129号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月27日

新潟県選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区	464
------	-----

佐渡海区	313
------	-----